別添

高知県立図書館移動図書館バス広告のご案内

高知県立図書館では、県有財産の有効活用を図り、民間企業などの広告主に優良な広告媒体を提供することにより、新たな財源を確保し、図書館サービス（障がい者サービス事業）の充実をめざします。

広告掲出箇所

右側面

左側面

後　面

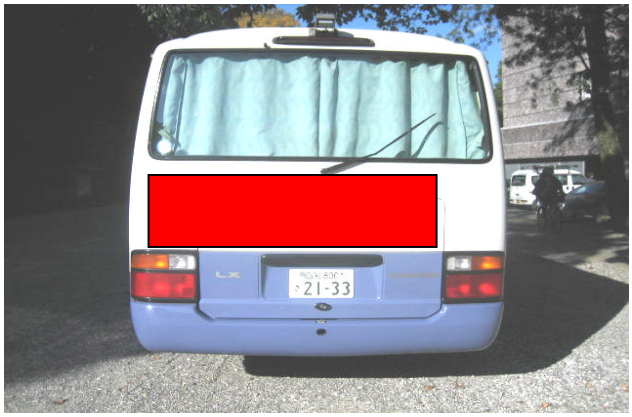

訪問風景

図書館バスの走行状況：行先・・・県内の市町村図書館、公民館、小学校、保育園等

24年度計画　年間200日出動、走行距離3万km

掲 出 方 法　：　塗装は出来ませんが、フィルムシートを貼ることが出来ます。フィルムシートは、掲出期間中に剥がれたり、撤去の際に車体の塗装が剥離しない品質のものを使用してください。

広 告 料 金　：　別記のとおり

制 作 費 用　：　別途広告主負担となります。

広告掲出料の納付　：　掲出前に納付していただきます。

掲出箇所の選択　：　掲出箇所は、左側面、右側面、後面をそれぞれ選ぶことも出来ます。

広告掲出期間　：　掲出期間は1箇月以上とし、
平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月末日までとします。

掲 出 義 務　：　広告物には、原則として「高知県有料広告」と明示していただきます。

募 集 期 間　：　平成 24 年 1 月 20 日～平成 24 年 2 月 29 日

今年度の主な要綱改正点

高知県暴力団排除条例の施行に伴い、次の各号のいずれかに該当すると認められるものは申し込みできません。

1. 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成２２年高知県条例第３６条。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 暴排条例第１８条又は第１９条の規定に違反した事実があるとき。
3. その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
4. 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
5. 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
6. 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
7. いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
8. 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
9. その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10. その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（別　記）

車　　種	広告掲出面　積縦×横（ｃｍ）	広告掲出料及び広告掲出箇所（円）
高知県立図書館バス トヨタコースター （マイクロバス）	４８×４８０（左側面） ２．３０４㎡	年額　８１，０００（左側面） 月額　６，７５０（左側面）
	４８×４８０（右側面） ２．３０４㎡	年額　８１，０００（右側面） 月額　６，７５０（右側面）
	４１×１５０（後　面） ０．６１５㎡	年額　３０，０００（後　面） 月額　２，５００（後　面）
	全体面積　（三　面） ５．２２３㎡	年額　１９２，０００（三　面） 月額　１６，０００（三　面）

Q&A　広告事業に関する疑問にお答えします。

Q1　広告事業とはなんですか。
A1　公用車を広告媒体としてとらえ、有償で貸し付けることにより、新たな財源を確保することを目的とする事業です。

Q2　広告掲出の決定はどのような方法で決まりますか。
A2　広告予定金額が最高金額の申込者を優先します。〔掲出箇所や掲出期間が重なる場合は、総合計金額（掲出箇所の単価×期間）が高い申込者を優先します。〕また、総合計金額が同額の申込者が 2 人以上あるときは、厳正なくじ引きにより掲出者を決定します。さらに、最高金額の申込者から広告内容やデザイン案の提出を受け、広告内容等の審査を行い広告主を決定します。

Q3　申込書が欲しいのですが。
A3　申込書等がダウンロードできます。ダウンロード出来ない方は、郵送いたしますので、住所、氏名、連絡先をお知らせください。

Q4　申し込み先はどちらでしょうか。
A4　高知県立図書館へ持参、郵送、FAX、あるいは電子メールで申し込んでください。

（問い合わせ先）
このページに関するご質問などは、下記まで電話もしくは電子メールでご連絡ください。
電子メールで送信される場合は、**「図書館バス広告事業の件について」**の表題で送信くださるようお願いいたします。

高知県立図書館　：　支援協力チーム
直通電話　　：　０８８－８７２－６３０７、FAX　：０８８－８７２－６４７９
郵便番号　　：　〒７８０－０８５０　高知県高知市丸ノ内１丁目１番１０号
Ｅメールアドレス：　pref-lib@kochinet.ed.jp